



市民のつどい (館林市)



町民文化祭 (板倉町)



秋の旧秋元別邸周辺 (館林市)



雷電神社 (板倉町)

第7号

平成29年 (2017) 10月1日発行

館林市・板倉町 合併協議会だより

館林市

板倉町

議案第17号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 2
議案第18号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 3 ~ P 4
議案第19号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 4
協議第19号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 4
協議第20号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 4 ~ P 5

協議第21号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 5 ~ P 6
協議第22号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 6
協議第23号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 6 ~ P 7
協議第24号	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 7
館林市・板倉町合併協議会委員等名簿	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 8

第7回合併協議会が開催され、3議案の審議、6議案の協議（事前説明）が行われました

平成29年8月30日、館林市文化会館小ホールにおいて、第7回合併協議会が開催されました。

はじめに、前回の合併協議会で協議（事前説明）が行われた保健福祉部会に関連する「児童福祉事業」保

育事業「生活保護事業」の3議案について審議が行われました。

次に、総務部会に関連する「消防団の取扱い」や経済部会に関連する「農林水産関係事業」「商工・観光関係事業」「勤労者・消費者関連事業」、

第7回合併協議会で審議及び協議された内容

審議事項

- 議案第17号 【合併協定項目23-12】児童福祉事業について
- 議案第18号 【合併協定項目23-13】保育事業について
- 議案第19号 【合併協定項目23-14】生活保護事業について

協議事項

- 協議第19号 【合併協定項目 22】消防団の取扱いについて
- 協議第20号 【合併協定項目23-18】農林水産関係事業について
- 協議第21号 【合併協定項目23-19】商工・観光関係事業について
- 協議第22号 【合併協定項目23-20】勤労者・消費者関連事業について
- 協議第23号 【合併協定項目23-21】建設関係事業について
- 協議第24号 【合併協定項目23-22】下水道事業について

用語の説明

「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。
 「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

並びに、都市建設部会に関連する「建設関係事業」「下水道事業」の6議案について、次回以降の審議に向けた協議が行われました。

事務局から説明された内容について、その概要をお知らせします。

議案第17号

児童福祉事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆子ども・子育て支援事業計画

両市町では、国の基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保することなどを目的に子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

両市町とも計画期間（平成27～31年度）や策定体制、計画内容などは同様であるため、合併時は両市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

◆家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談

館林市は、次の3つの相談事業を実施しています。

①家庭児童相談 ↓ 児童の発達や養

育、児童虐待などの家庭児童福祉に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図るもの

②婦人相談 ↓ 配偶者や交際相手からの暴力、離婚問題などの日常生活における何らかの悩み相談に幅広く応じ、関係機関と連携して必要な援助や指導を行うもの

③母子・父子自立支援相談 ↓ 母子家庭や父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭及び寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図るもの

板倉町では相談員を設置していないため、相談事業を実施する際には群馬県と連携して対応しています。

①家庭児童相談、②婦人相談、③母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編します。

◆ファミリー・サポート・センター事業

館林市は、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行える人（まかせて会員）の相互援助を仲介し、冠婚葬祭や病気などで会員が外出する際の児童の預かりや

保育施設などへの送迎といった援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業を館林市社会福祉協議会に委託して実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆地域子育て支援拠点事業

両市町では、育児不安についての相談指導や子育てサークル活動などへの支援を行うとともに、地域全体で子育て支援の基盤を形成することにより、育児支援を図ることを目的に地域子育て支援拠点事業を実施しています。

地域子育て支援センターは、館林市に5か所、板倉町に1か所あり、開館時間や休館日などに違いはありますが、事業内容は同様であるため、現行のとおり新市において継続します。

◆放課後児童健全育成事業

両市町では、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余剰教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その

健全な育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業を児童クラブに委託して実施しています。

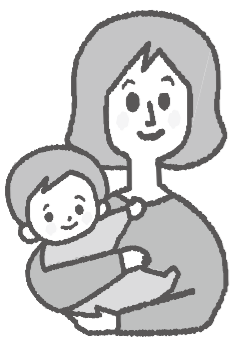
児童クラブは、館林市に16か所、板倉町に5か所あり、保育時間や保育料は各児童クラブにより異なりますが、目的や対象児童、実施方法は同様であるため、現行のとおり新市において継続します。

なお、館林市では、保護者の経済的負担を軽減することを目的に保育料の一部を補助しているため、保育料軽減補助については、館林市の例により合併時に統合します。

◆児童館運営

両市町では、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童館を設置しています。

児童館は、館林市に3か所、板倉町に1か所あり、開館時間や休館日が異なるため、合併時に再編します。



議案第18号

保育事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆公立保育園

公立保育園は、館林市に9園、板倉町に2園あります。開園日は月曜日から土曜日（祝日、年末年始除く）で同様ですが、開園時間が地域の実情などにより異なっており、特に土曜日の開園時間については、板倉町では午前7時30分から午後0時30分までとなっています。

公立保育園については、現行のとおり新市において継続しますが、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとします。



◆子どものための教育・保育給付

両市町では、小学校就学前の児童が幼稚園や認定こども園、地域型保育を利用した場合に、その費用を保護者に代わって利用施設に施設型給付費などとして給付し、また、民間保育所へ入所委託した際に委託費として支払う、子どものための教育・保育給付を実施しています。

子どものための教育・保育給付については、目的や内容は同様であるため、現行のとおり新市において継続します。

◆支給認定

両市町では、小学校就学前の児童が幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育を利用するために、支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量などの認定を行う支給認定を実施しています。

支給認定については、支給認定区分は同様ですが、保育認定の基準及び認定手続きが異なるため、合併時に再編します。

◆利用者負担額（保育料）

両市町では、国が定める上限額の範囲内で世帯の所得状況やその他の

事情を勘案して、両市町がそれぞれ定めた階層区分に基づいて保育料を徴収しています。

また、少子化対策の一環として保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備するため、保育料の軽減制度を設けています。多子世帯軽減や母子等世帯軽減については、国の制度であるため同様ですが、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市では、未婚のひとり親世帯に対し、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することにより保育料を軽減しています。保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため合併時に再編し、軽減制度については、館林市の例により合併時に統合します。

議案第19号

生活保護事業について

↓原案のとおり可決となりました

◆生活保護事業

両市町では、要保護者に対して困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護

事業を実施しています。

ただし、館林市では館林市福祉事務所を設置し、生活保護にかかる相談や保護の要否の決定などを直接行っていますが、板倉町では福祉事務所を設置していないため、群馬県が設置している館林保健福祉事務所が実施機関となり、保護の要否の決定などを行っています。

生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合します。

協議第19号

消防団の取扱いについて

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の消防団の取扱いについて、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆消防団の取扱い

館林消防団及び板倉消防団は、両市町のほか明和町、千代田町、邑楽町の1市4町で構成する館林地区消防組合により運営されています。組織としては、館林消防団は10分団、

協議第20号

農林水産関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の農業振興地域整備計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想など3項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆農業振興地域整備計画

両市町では、優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するため、農業振興地域整備計画を策定しています。計画に記載する項目は同様ですが、農用地区域からの除外手続きの申請受付時期が異なります。

【具体的な調整内容】

農業振興地域整備計画については、合併時は市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。ただし、農用地区域からの除外手続きについては、合併時まで調整します。



◆農業経営基盤の強化に関する基本的な構想

両市町では、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定める構想として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しています。農業経営の目標とする年間労働時間や年間農業所得は同様ですが、主要な営農類型が異なります。

【具体的な調整内容】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は市町の構想をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

◆農地転用許可

市街化調整区域内の農地を非農業的に利用（開発）する場合には、農地法第4条または第5条の規定に基づく農地の転用許可が必要ですが、両市町ではこの取り扱いに違いがあります。

館林市では、群馬県より権限移譲を受けて事務を行っているため、転用面積が4ha以下の場合には農業委

18班集体で合計248名の定員となっており、板倉消防団は5分団体制で合計103名の定員となっています。また、報酬については同様です。

【具体的な調整内容】

消防団については、団員の処遇や活動内容は統一されており変更の必要はありませんが、組織体制及び名称については、地域特性を考慮しつつ、方面隊制あるいは支団制などの体制を検討し、合併時まで統合します。

なお、役員構成及び役員数については、団員の士気向上に配慮したうえで合併後速やかに再編します。

員会が許可権者となり、4ha超の場合には農業委員会が申請を受理し、県へ進達の上県知事が許可しますが、板倉町では、権限移譲を受けていないため、面積にかかわらず農業委員会が申請を受理し、県へ進達の上県知事が許可しています。

【具体的な調整内容】

農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合します。

協議第21号

商工・観光関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の新規団地開発の推進や板倉ニュータウンの整備など5項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆新規団地開発の推進

両市町では、財源確保や雇用の維持及び拡大、地域経済の更なる活性化を図ることを目的に新規団地開発を推進しています。館林市では、既

存の工業・産業団地の拡張を検討しており、板倉町では、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲を進めています。

【具体的な調整内容】

新規団地開発の推進については、板倉ニュータウン産業用地の整備及び分譲について考慮しながら、合併後も新規団地開発の事業化に向けて引き続き群馬県へ協力を要請します。

◆板倉ニュータウンの整備

板倉町は、住宅用地などの販売や商業用地の活用を促進し、人口減少の歯止めやまちのにぎわい創出、地域経済の活性化を図るため、板倉ニュータウンの早期完成を目指しています。

また、事業主体である群馬県企業局による造成工事が円滑に進むように、地元への説明対応や町関係部署との調整など、群馬県と連携し事業を推進しています。

【具体的な調整内容】

板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続します。



◆板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進

板倉町は、必要な優遇措置を講ずることにより優良な産業施設などの立地及び雇用機会の拡大を図り、地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的に産業施設及び商業施設の誘致促進を図っています。

具体的には、板倉ニュータウン地区内の産業用地及び商業用地に進出する指定事業者に対し、次の5つの奨励金を交付しています。

- ①産業施設立地促進奨励金
- ②商業施設立地促進奨励金
- ③雇用促進奨励金
- ④緑地設置奨励金
- ⑤地球温暖化対策奨励金

【具体的な調整内容】

板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続します。

◆中小企業融資制度に関すること

両市町では、必要な資金の融資を促進し中小企業の振興を図るとともに、利子補給金を交付することで設備投資の促進を図るため、中小企業資金融資及び中小企業融資利子補給

金制度を設けています。

中小企業資金融資については、館林市では小口資金、経営振興資金、経営安定資金、小企業者緊急経営資金の4種類があり、板倉町では小口資金と中小企業設備近代化資金の2種類があります。それぞれ対象者や融資利率などが異なります。

また、中小企業融資利子補給金については、館林市では経営振興資金利子補給金、商工業後継者育成利子補給金、創業融資利子補給金の3種類があり、板倉町では中小企業設備近代化資金利子補給金があります。対象者や補給額、補給期間が異なります。

【具体的な調整内容】

中小企業資金融資については、制度内容が異なるため館林市の例により合併時に統合します。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止します。

また、中小企業融資利子補給金については、制度内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

◆観光行事

両市町では、年間を通じてさまざまな観光行事が開催されています。

《説明》

◆都市計画

両市町では、概ね20年後を目標とした将来のあるべき姿やまちづくりの方針を策定することにより、まちづくりに対する住民や関係者の理解・参加を深め、住民や関係者、行政が協力してまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランを策定しています。

また、館林都市圏（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）での連携強化や機能分担を行い効率的な都市運営を図るため、広域的な立地適正化の方針を策定しています。

【具体的な調整内容】

都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに全体的に見直し再編します。

また、広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとします。

◆開発許可等に関すること

館林市は、都市計画で定められる、いわゆる線引き制度の実効性を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより新

【具体的な調整内容】

観光行事については、地域資源を活用した独自の事業であるため、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編します。



協議第22号

勤労者・消費者関連事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の雇用奨励金や勤労者資金融資制度など3項目について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆雇用奨励金

館林市は、安定的な就職が困難な

求職者などの自立を助長するとともに、常時雇用を推進するため、事業者などに対して次の5つの雇用奨励金を支給しています。

- ①トライアル雇用奨励金
- ②障がい者雇用奨励金
- ③高齢者雇用奨励金
- ④正規雇用促進奨励金
- ⑤Uターン支援奨励金

【具体的な調整内容】

雇用奨励金については、館林市の例により合併時に統合します。

◆勤労者資金融資制度

両市町では、住宅を建築もしくは取得しようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより勤労者の住宅建設の促進を図るため、勤労者住宅資金制度を設けています。

【具体的な調整内容】

また、館林市では、市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定に寄与することを目的に勤労者生活資金制度を設けています。

【具体的な調整内容】

勤労者住宅資金については、融資限度額や融資利率などの条件が異なる

るため、館林市の例により合併時に統合します。

また、勤労者生活資金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

◆消費生活相談

両市町では、商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなどの相談や解決のため、消費生活相談員が助言・あっせんを行う、消費生活相談を実施しています。目的は同様ですが、相談時間や相談員の雇用形態が異なります。

【具体的な調整内容】

消費生活相談については、消費生活センターの相談時間及び相談員の雇用形態が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

協議第23号

建設関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の都市計画や開発許可等に関することなど4項目について、事務局から次のような説明がありました。

る予定の施設の配置などを定める、下水道事業計画を策定しています。

【具体的な調整内容】

下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

《合併協議会を傍聴できます》

第8回館林市・板倉町合併協議会

日時 10月17日(火)午前10時から

会場 館林市文化会館小ホール

※開始時間の変更となりましたのでご注意ください。

※会議資料は、事前に合併協議会ホームページに掲載します。資料が必要な場合は、印刷のうえご持参ください。

↓次回以降の審議事項となりました

協議第24号

下水道事業について

改修促進計画を策定しています。

【具体的な調整内容】

耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に計画を見直し再編します。

両市町の下水道全体計画・事業計画について、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

◆下水道全体計画・事業計画

両市町では、群馬県が策定した利根川流域別下水道整備総合計画の目標などに基つき、公共用水域の環境基準を達成維持するため、将来人口や発生負荷量の推定をもとに環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質などを定める、下水道全体計画を策定しています。

また、下水道全体計画に定められた施設のうち、5〜7年間で実施す



館林市・板倉町合併協議会委員等名簿

規約	役職	氏名	備考	
会長	館林市長	須藤和臣		
副会長	板倉町長	栗原実		
委員	1号委員	館林市副市長	小山定男	幹事
		板倉町副町長	中里重義	幹事
	2号委員	館林市議会議長	河野哲雄	
		館林市議会副議長	遠藤重吉	
		板倉町議会議長	青木秀夫	
	3号委員	板倉町議会副議長	今村好市	
		館林市議会議員	野村晴三	
		館林市議会議員	向井誠	
		館林市議会議員	井野口勝則	
		板倉町議会議員	荒井英世	
	4号委員	板倉町議会議員	小森谷幸雄	
		板倉町議会議員	(小森谷幸雄)	重複
		館林市教育長	吉間常明	
		板倉町教育長	鈴木優	
	5号委員	館林市区長協議会会長	山崎紀夫	
		館林商工会議所会頭	河本榮一	
		館林市農業委員会会長	福田榮次	
板倉町行政区長会会長		増田文和		
板倉町商工会会長		須藤稔		
板倉町農業委員会会長		小林博		
7号委員	邑楽館林農業協同組合代表理事組合長	江森富夫		
	設置請求代表者	(青木秀夫)	重複	
監査委員	館林市監査委員	早川勉		
	板倉町監査委員	江田音吉		

※平成29年8月30日現在(敬称略)

表紙の写真

『市民のつどい(館林市)』

市や市民団体などによる多彩なイベントが一堂に会し、スタンプラリーや体験、販売などが行われます。

と き：10月9日(月)午前10時～午後2時

と ころ：館林市役所、館林文化会館、市役所東広場など

『秋の旧秋元別邸周辺(館林市)』

館林藩最後の藩主である秋元家の旧別邸は、夏が終わりを告げると彼岸花(9月下旬頃)や十月桜(10月～11月頃)、紅葉(11月下旬頃)が次々に色づきはじめ、秋色に染まります。

と ころ：旧秋元別邸(向井千秋記念子ども科学館東)

『町民文化祭(板倉町)』

各種団体による、さまざまな芸能発表や作品の展示が行われます。

と き：10月28日(土)・29日(日)午前9時～午後4時

と ころ：板倉町中央公民館

『雷電神社(板倉町)』

関東地方に数多い雷電神社の総本宮として広く信仰を集めています。社殿の北側には、なでると地震除けや元気回復、視力改善などにご利益があるといわれる「なまずさん」がまつられています。

と ころ：雷電神社(板倉町役場から北に約600m)



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。



<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

